

(新婚世帯)

令和8年度 団地住替え支援事業申請の手引き

申請受付：令和8年6月1日～令和9年2月28日(消印有効)※

(持参の場合は令和9年2月26日まで)

※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は～令和9年3月31日(必着)

ただし、いずれも予算額に達した時点で申請の受付を終了します。



千葉市では、結婚を機に

千葉市内の高経年住宅団地(*)へ転居する新婚世帯に対し、

中古住宅の購入費用や賃貸住宅の賃料、引越し費用、

リフォーム費用などを補助します。



* 高経年住宅団地とは



居住促進区域内で建設から40年程度経過した5ha以上の住宅団地です。

対象となるエリアはリーフレット裏面の「別紙 高経年住宅団地 一覧」をご確認ください。

補助対象となる新婚世帯

次に該当する世帯

令和8年1月1日から令和9年2月28日※までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。

※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は～令和9年3月31日までの間に婚姻した夫婦。

補助対象世帯

次の各号を全て満たす必要があります。

- (1) 夫婦の双方またはいずれかが、婚姻等を機に(婚姻前から1年以内を含む。)高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居していること。
- (2) 申請時に夫婦双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して居住する意思があること。
- (3) 世帯に外国人住民を含む場合にあっては、永住者の在留資格又は申請時における残りの在留期間を2年以上有していること。
- (4) 過去に、夫婦の双方またはいずれかが、内閣府又はこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業又は結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに基づく補助金の交付(他の自治体からの補助金交付を含む。)を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度、千葉市三世代同居・近居支援事業、千葉市結婚新生活支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援事業に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 市税(延滞金を含む。)の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (8) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (9) 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (10) 戸籍に婚姻の事実が記載されていること、又は日本方式の婚姻をしていること。
- (11) 夫婦の双方が、令和8年4月1日から申請日までの間に、対象講座の受講又は医療機関への妊娠・出産に関する相談を実施していること。(別紙参照)

補助対象費用

令和8年4月1日～令和9年2月28日※までに支払った費用
※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は～令和9年3月31日までに支払った費用

住居費

中古住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合、その部分については対象外
※賃料及び共益費は、令和8年4月～申請日の属する月までに係る費用が対象

引越費用

引越業者又は運送業者へ支払った費用
※レンタカーを借りて引越をした場合は対象になりません。

リフォーム費用

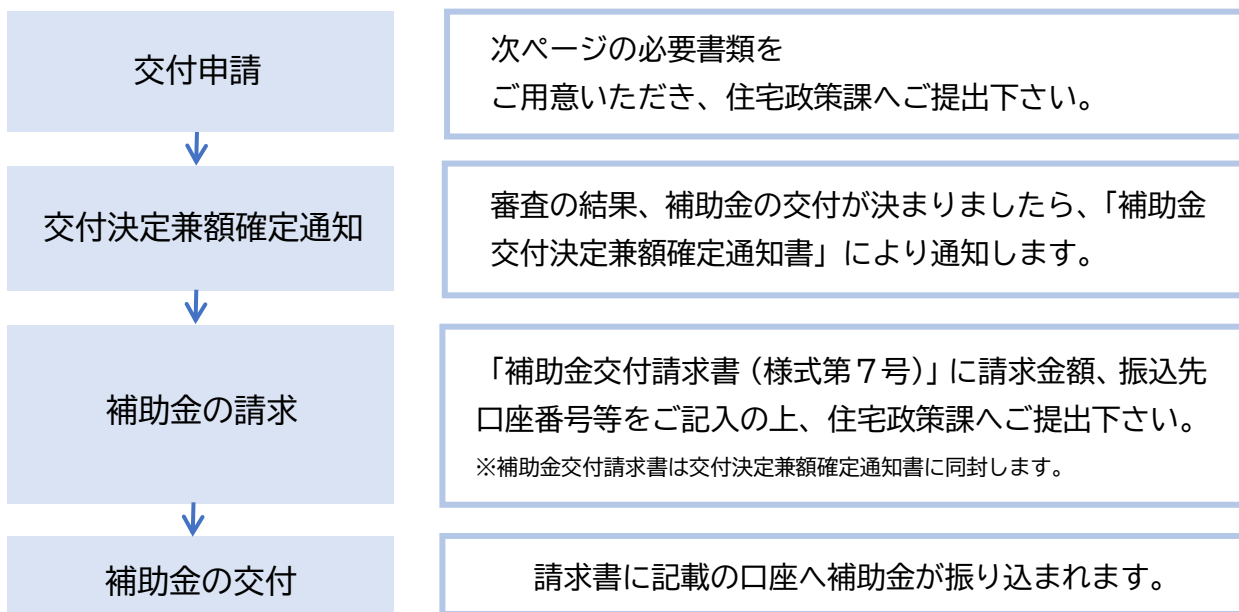
住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事で工事業者へ支払った費用
※倉庫・車庫に係る工事費、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費、
エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費は対象になりません。

補助金額

補助対象費用の合計額で、上限額は30万円です。
(婚姻等時における夫婦等の年齢がともに29歳以下の場合の上限額は60万円)

申請の流れ

手順は下記のとおりです。



※補助金交付までに3か月程度お時間を頂戴する場合がございます。

申請先

千葉市住宅政策課
千葉市中央区千葉港1番1号 市役所新庁舎低層棟4階

電話：043-245-5849
メール：jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

住宅政策課
メールアドレス



申請前にご確認ください。		チェック欄
	転居先の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載がありますか？ ※一覧に記載のない住所への転居は、本補助制度の対象外です。	<input type="checkbox"/>
	転居前の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載のない住所ですか？ ※一覧に記載のある住所からの転居は、本補助制度の対象外です。	<input type="checkbox"/>
	婚姻期間は、令和8年1月1日～令和9年2月28日※の間ですか？ ※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は～令和9年3月31日	<input type="checkbox"/>
	婚姻時の夫婦双方の年齢は39歳以下ですか？	<input type="checkbox"/>
以下①～⑯の書類をご用意ください。		チェック欄
①	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	住宅手当支給証明書（様式第2号） (職場から住宅手当の支給がある場合)	<input type="checkbox"/>
③	誓約書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
④	個人情報確認同意書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
⑤	婚姻を証明する書類（戸籍謄本や婚姻届受理証明）	<input type="checkbox"/>
⑥	在留カード又は特別永住者証明書等の在留期間が確認できる書類の写し (申請時に在留期間が2年以上あること) (外国人住民の場合)	<input type="checkbox"/>
⑦	世帯の所得がわかる書類（所得（課税）証明書） ※令和7年所得分（令和8年度課税分）を提出してください。 ※市外から転入された方は、前住所で所得（課税）証明書を取得してください。 ※源泉徴収票は不可とします。	<input type="checkbox"/>
⑧	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (奨学金貸与証明書等) (貸与型奨学金の返済を行っている場合)	<input type="checkbox"/>
⑨	対象講座の受講等が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
入居対象となる住居に関する書類 (所在地・契約者名（又は所有者名）がわかる書類)		チェック欄
⑩	住居の売買契約書の写し 中古住居を購入した場合	<input type="checkbox"/>
⑪	住居の賃貸借契約書の写し 住居を賃借している場合	<input type="checkbox"/>
⑫	リフォーム工事の契約内容（工事期間含む）が確認できる住居の工事請負契約書または請書の写し 住居をリフォームした場合	<input type="checkbox"/>
⑬	リフォーム工事前後の様子が確認できる写真等	<input type="checkbox"/>
対象費用の支払いを確認できる書類		チェック欄
⑭	新居の住居費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等） ※取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類を提出 ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
⑮	引越しに係る領収書その他文書の写し ※引越し日、支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
⑯	リフォーム工事に係る領収書その他文書の写し ※契約日、支払者、支払った期日、支出先、金額の記載が必要です。（契約時の金額と支払額が異なる場合、支払額の内訳が分かる書類も必要です。）	<input type="checkbox"/>
アンケートについてのご回答		
⑯	団地住替え支援事業に関するアンケート (回答用紙又は右記の二次元バーコードにてご回答ください。)	<input type="checkbox"/>



高経年住宅団地 一覧

(「〇〇の一部」と記載されている町丁目に転入をお考えの方は、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。)

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
	花見川団地	花見川
にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目	
西小中台団地	西小中台	
稲毛区	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地	あやめ台	
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
	北大宮台団地	北大宮台の一部
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
		千城台西3丁目の一部
		千城台南1丁目
		千城台南2丁目
		千城台南3丁目の一部
		千城台南4丁目の一部
		千城台北1丁目の一部
		千城台北2丁目
		千城台北3丁目
	千城台北4丁目	
	小倉台団地	小倉台1丁目の一部
		小倉台2丁目の一部
		小倉台3丁目
		小倉台4丁目
		小倉台5丁目
		小倉台6丁目の一部
		小倉台7丁目
	みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部
		みつわ台2丁目
		みつわ台3丁目
		みつわ台4丁目
		みつわ台5丁目

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大椎台団地	大椎町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目
		高浜6丁目
		高浜6丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目
		真砂2丁目
		真砂3丁目
		真砂4丁目
		真砂5丁目
	海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目
		磯辺2丁目
		磯辺3丁目
		磯辺4丁目
		磯辺5丁目
磯辺6丁目		
磯辺7丁目		
磯辺8丁目		
幸町団地	幸町2丁目	
幸町東地区	幸町1丁目5	
	幸町1丁目7	
	幸町1丁目8	
稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目	
	稲毛海岸3丁目	
		稲毛海岸4丁目

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、「ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。



<事業全般について>

Q:千葉市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

A:対象になります。

Q:再婚の場合は対象になりますか？

A:対象になります。(※夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある場合はご相談ください。対象とならない場合もございます。)

Q:千葉市外でパートナーシップ宣誓をした場合は対象になりますか？

A:「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結している地方公共団体にパートナーシップ宣誓をした場合のみ、対象になります。

<住居について>

Q:婚姻等を機に夫(妻)やパートナーが住んでいる家に引っ越しましたが対象になりますか？

A:対象になります。ただし、対象となるのは、婚姻等を機に同居を開始してからの費用になります。同居開始日は住民票の「住所を定めた年月日」になります。

Q:婚姻等の前から既に同居していますが、対象になりますか？

A:対象となる経費は次のとおりです。(※詳細については「別紙 婚姻等前から同居している場合の対象費用について」をご確認ください。)

1. 契約書等で婚姻等を前提に同居していることが分かる場合
同居開始日以降にかかった費用が補助対象となります。(契約書内の世帯構成員に婚姻者等と記入されている場合に限る)
2. 1 以外の場合
婚姻等の後に生じた費用が補助対象となります。

<所得について> ※新婚世帯のみ

Q:所得の算出方法を教えて下さい。

A:令和7年1月1日～令和7年12月31日までの間の夫婦の所得を合算して下さい。

ただし、貸与型奨学金の返済を現在行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

(所得の考え方)

・給与収入の場合

前年1年間の給料の額面総額(=収入)から給与所得控除を差し引いたものです。

1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

・自営業の方

前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。

売上金額－必要経費

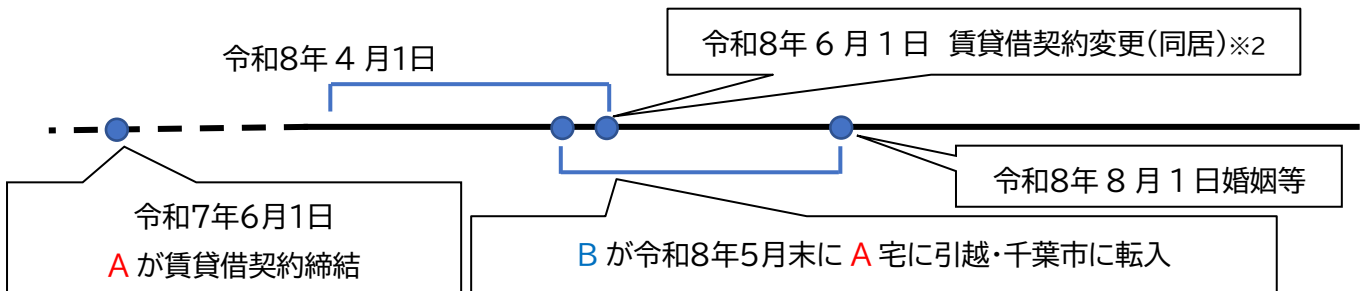
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、以下の計算式で算出して下さい。

(対象となる所得) = (夫婦の令和7年の所得) - (貸与型奨学金の令和7年の年間返済額)

別紙 婚姻等前から同居している場合の対象費用について

婚姻等前から同居している場合の対象となる費用について、パターン別で説明します。

パターン① 夫婦等的一方 A が婚姻等前から賃借していた物件にもう一方 B が入居する場合



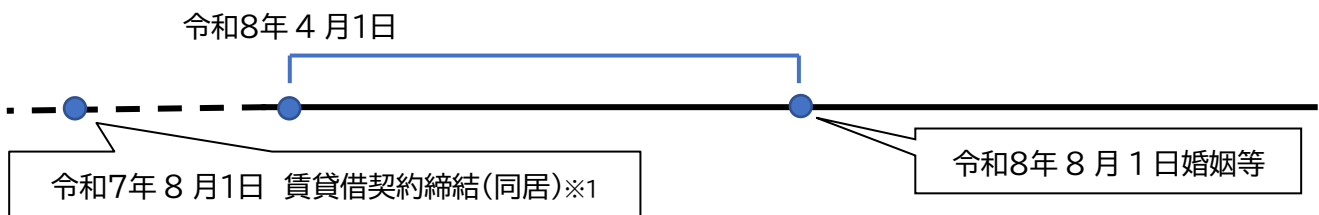
Q 1 : A の令和8年4月1日～令和8年6月1日までの家賃は対象となりますか。

A 1 : 対象となりません。

Q 2 : B の令和8年5月末の引越費用、同居開始以降の令和8年6月～7月分の家賃は対象となりますか。

A 2 : 婚姻等を前提に同居していることが確認できる場合は、対象となります。

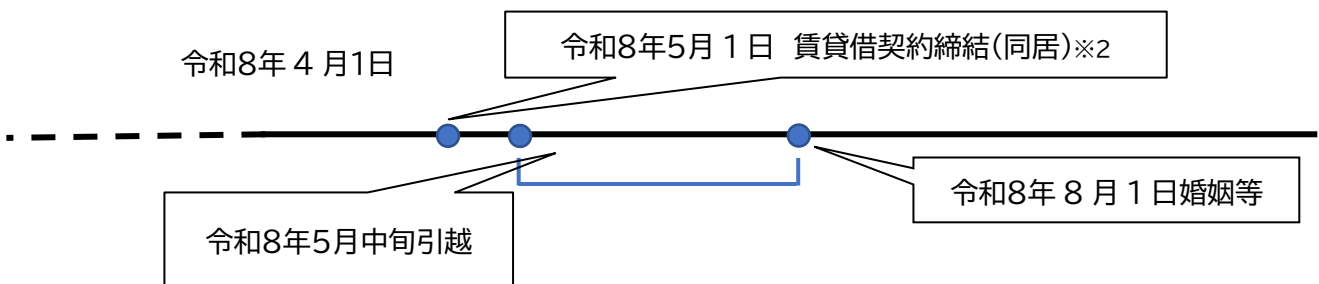
パターン② 婚姻等前から夫婦等が同棲し、婚姻等後も引き続き住み続ける場合



Q 1 : 令和8年4月～7月分までの家賃は対象となりますか。

A 1 : 婚姻等を前提に同居していることが確認できる場合は、対象となります。

パターン③ 婚姻等を機に新たに物件を賃借し、同居する場合



Q 1 : 令和8年5月中旬の引越費用、令和8年6月1日契約時の敷金礼金等、令和8年6月～7月分の家賃は対象となりますか。

A 1 : 婚姻等を前提に同居していることが確認できる場合は、対象となります。

※1 賃貸借契約変更(同居): 上記(※1)の賃貸借契約書を変更し、夫婦等の氏名が記載されているものをいう。

※2 賃貸借契約締結(同居): 賃貸借契約書に夫婦等の氏名が記載されているものをいう。